

# 原子力損害賠償保障法要綱と 企業責任保険

浦田 一晴

## 一 原子力損害賠償責任と責任保険法

原子力災害が発生した場合、其の被害者に対する補償措置として、原子力損害賠償保障法の立法が企図せられ、昨十二月中旬其の要綱が発表せられた。この要綱は、原子力委員会原子力災害補償専門部会において検討立案せられたものである。本要綱は、民間原子力産業のもたらした被害に対し、十分な補償措置の確保を企図する立法要綱として、画期的な趣旨と内容を有する。其の骨子とするところは、(イ)原子力事業者は、其の事業の経営経過において発生した損害について、故意・過失の有無に拘わらず責任（無過失責任）を負担すること、(ロ)原子力事業経営の前提条件として、損害賠償措置のため、一定金額内の供託をなすか、又は責任保険契約を締結して損害賠償責任の転嫁をはかること、(ハ)前項(ロ)にある

い損害が発生したときは、国が補償を行うこと、(ニ)原子力損害賠償処理委員会の設置の諸点である。

原子力産業は、新規の産業であって其の事業の性質上、其の運営、補償は極めて慎重に周到な注意と準備を以って行わなければならない。特に、原子力其のものが他の力と性質を異にし、其の取扱いを誤らんか、強大な被害結果を生ずるおそれあるに堪がみ、万全の処置を講ずべきであるが、万一にも被害が発生した場合には、被害者に対して十分な救済・補償がなされなければならない。然らば、原子力損害賠償保障法要綱にもられた重要なポイントが適正なものであるかどうか、適当なものであるとしても、より一層妥当な方策はないか、法律的制度として被害者の救済措置が全うせられるか否か、企業者責任保険立法はいかにあるべきかの諸点について考察をすすめたい。

## 二 原子力損害賠償保障法要綱に対する見解

### 第一 原子力損害賠償責任の問題

(1) 要綱——原子力事業者は、其の事業の経営によって生じた損害については、無過失責任を負担し、特別の場合にのみ免責の措置を受ける。其の免責となる特別の場合とは、不可抗力の程度の特

に強大な場合であつて、通常の不可抗力と称される場合のすべてではない。右要綱の趣旨は、近代法の探る過失責任主義に固執せず、無過失責任主義の立場を原則として法定したことは、被害者保障を企図する立法精神の見地から、企業者をして責任に対する認識と自覚を促し、責任の所屬を明確ならしめたものとして極めて妥当な措置である。然し、不可抗力性を其の程度の特別に強力なものと通常のものとに区別したが、其の区別の判定に困難を伴うこと及び無過失責任主義の例外を認めたことは適当でないと思われる。第三者の故意・過失によって引越された事故に対して、其の最終的責任の帰属者は第三者であるが(詳細は(3)の項で後述)、其の他の場合は、どのような時でも原子力事業者の責任負担というところとし、要綱のごとき例外を認めないこととする。即ち、原子力災害の原因いかんを問わず、凡ゆる不可抗力の場合も原

子力事業者の無過失責任の中に包含せしめ、絶対無過失責任主義の立場に立つこととする。然し、原子力事業者の企業維持という点も考慮しなければならないので、如上の無過失責任は、すべて責任保険制度へ転嫁する方策が採られなければならない。(この事項については第二、損害賠償措置のところを参照)。責任保険制度は、民営保険を第一とするから、民営保険者側として、保険金支払能力以上の損害を発生した場合には(一定額の基準を設け)、国家補償保険によって、被害者に対して補償を行うものとする。この場合の国家補償保険は、保険企業の維持を企図する再保険制度の性格(但し、再保険契約者はなく、国家補償保険契約者=保険料支払者は原子力事業者である点において、再保険ではない)と実質的には類似の性質を帯有する面もあるが、保険料は原子力事業者が負担することにおいて、再保険契約における保険料支払者が元受保険者であるのと根本的に異なる。(このことは第三において述べる国家補償の問題とも関連する)。

国家補償保険の設定によって、原子力事業者の絶対無過失責任は、民営責任保険と共に二本建てにより、転嫁救済されることとなる。この場合、原子力事業の保護の目的を以って、保険料の高額に過ぎると考えられるときは、其の負担となる保険料の幾割かをコストの中に包含せしめることも考慮せられて然るべきであ

る。  
(2) 要綱——無過失責任の対象となる「原子力損害」とは、核燃料物質等の放射性、爆発性其の他の有害な特性によつて第三者が被つた損害を指称し、一般災害によつて生じた損害を包含しない。

右要綱において、原子力損害には、一般災害によつて生じた損害を含まないことと定められているが、一般災害によつて生じた損害」という意味が要綱だけでは、どんな損害であるか、はっきりとわからないが、私見では、純粹な一般的災害による損害は含まれないと解すべきであつて、例えば、核燃料物質等の有害な特性を原因として事故が発生し、更に其の事故が他の者に対して能動的に作用して新たな事故を呼び起し、其の新たな事故によつて第三者の損害を発生したとき場合は、純粹な一般的災害によるものではなく、保障の対象となる原子力損害の中に包含せしむべきである。相対的因果關係理論の見地からも認められなければならない。本項のごときは争論の事項ともなる可能性があると思われ、立法に際し明確ならしめておく必要がある。

(3) 要綱——被害者に対する責任は、原子力事業者が集中的に負担し、原子力事業者以外のものは責任を負担しない。但し、原子力事業者に対して、原子力燃料の供給、事業設備の請負等に関して、直接間接の契約關係に立つ者が、故意又

は重大な過失によつて原子力事故が発生した場合及び如上の者と關係のない第三者の故意過失が原因となつて、原子力事故が発生した場合は、原子力事業者はこれら事故発生原因を与えた者に対して賠償をなすことができる。

原子力事業者以外の者が、事故を引起した場合は、一先ず原子力事業者が賠償することとして被害者の救済をはかり、事故を起した第三者に対して賠償権を認めたことは、責任負担の帰属者を明確にしたものであつて、適当な措置であると考ええる。然し、事実問題として、賠償権行使の相手方が其の請求に応ずる経済的能力があるかという問題に逢着する。この問題は本論から逸脱するとも考えられるが「賠償することができぬ」という定め方のみを以て終り、其の結果的可能性を確立するとき方策を打建てなければ、其の実効を生むことは困難な場合が多いであろう。然しながら、原子力事業者が責任保険契約を締結することを前提として考えるならば、原子力事業者の事故発生起因者に対する賠償権は、保険金の支払によつて保険者に移転するので、求償権の問題は、保険者と事故発生起因者との問題となる。いわゆる保険者による「求償権の代位」が行われる。事故発生起因者が求償に応じえない場合には、保険企業者或いは原子力事業者の「企業維持」の問題とも接触せざるを得ない。

なお、私見として、第三者の故意過失による損害については、前述した国家補償保険の領域に属せしめ、この場合、国家が被害者に対し、保険金を支払ったときは、求償権は補償保険者(国家)に帰属するとき方法は考えられないであらうか。

第二 損害賠償措置の問題

(1) 要綱——損害賠償措置の根本は、原子力事業者による損害賠償の確実な履行をはかるため、原子力事業者が法定の損害賠償措置を具備することを条件として、其の事業を許可することである。右の損害賠償措置は、民営による原子力損害賠償責任保険を基本として行われるが、其の他にも供託などの制度を設けて責任保険に代らしめ、又は補わしめる方法を採る。其の供託額は、一工場又は一事業所に対して五〇億円を最低基準とする。しかし、小規模の事業については、其の金額を減少することができる。なお、民営責任保険者が保険金の支払能力(保険契約の引受能力)が増加したときは、其れとの振合を考慮して、供託金の最低限度の額を引上げる。而して、国家補償の程度を漸次、民営責任保険へ移譲して行く。又、損害賠償措置の供託金額などが、損害の発生による補償によって減少の結果、以後、発生する事故に対す

る損害賠償措置として、不十分であると認められるときは、政府は原子力事業者に対して供託金などの補充を命ずることができる。

右の要綱の趣旨は、損害賠償措置の中心を原子力損害賠償責任保険に置き、供託金などの制度によつて、是に代表せしめることができるとなしている。供託金などの最低限度の基準を五〇億円に置かれては、五〇億円という金額を供託せしめることが、どんな基準に基づいて算出されたのか、よくわからないが、原子力事業者としてその有する事業力から見ても適當であるとの見解から決められたものと思料する。供託金制度を設定するならば、是を責任保険に代つて設定するということではなくして、責任保険契約を以つては、填補することのできない危険によつて発生する損害(例えば、原子力事業者の故意、重大な過失に基因する事故)に対して、供託金を以つて充当するということが考えられる(供託金制度が責任保険制度に代り或いは補うという觀念ではなくて、各々独特の必要的性質を有するものとの考えに立つ)。損害賠償措置はできうるならば責任保険制度一通りを以つてするのが、繁雑でなく適當と思われ、すべての災害発生の場合に適用できないので、特に保険者の免責との関連において問題があるから、このような場合には、原子力事業者自身の拠出する供

託金を直接、損害補償に充当し、以って被害者救済の万全を期そうとするわけである。なお、国家補償制度の是非については第三に後述。

(2) 要綱——損害賠償措置として、行われる責任保険契約の内容については、政令を以て定められ、保険者によつて行われる契約解除は、其のものの通知後一週期間経過後においてのみ効力を生ずるものとする。なお保険契約者の通知義務違反或いは保険料の未払などを理由とする保険者の免責については、保険約款に、保険契約が消滅しないように適宜の規定を設ける。又、保険契約の締結及び履行が適正になされるごとく行政監督を加え、且つ事故発生後、保険金の支払が円滑迅速に行われるように規定を設ける。

右の要綱にあるごとく、保険契約の内容、保険者の免責事項の制限、保険契約締結履行の監督、保険金支払の実行について、法が適正な監督を行うことは、適当な措置であると考える。

(3) 要綱——原子力損害賠償措置としての責任保険契約の締結は、正当な事由がない限り、保険者は拒否できない。

原子力事業は、民営事業とはいえず、其の特性の故に、行政的な厳重な審査に基づく事業の許可、運営上の監督がなされるのであるから、右要綱の趣旨は妥当である。又、責任保険契約の締結が、原子

力事業開設の前提条件となつて、いるから、原子力事業の確固たる発達をはかる点から見ても、責任保険契約の締結が円滑に行われるごとく適当な措置を講ずることは必要である。なお、保険料率は、合理的利潤を包含せしめて、適正な率を算出することの必要性はいうまでもない。

なお、保険事業の「企業維持の原則」の観点から、国を再保険者として再保険契約を締結して、一定額以上の保険金給付に対する責任を再保険者に転嫁することは、原子力事業の発達と共に、考慮して然るべきである。元受保険者の再保険の締結は、保険金給付の確保を期することとなり、被害者の保護に大きな力を与えることとなる。

第三 国家補償に対する見解

要綱——原子力損害賠償保障法要綱によれば、原子力事業者に対して要求されることとの損害賠償措置によつては、被害者に対し損害賠償義務を履行できないような場合には、原子力事業者に対して国家補償をする必要がある。

法が被害者に対し、其の十分な救済措置を行わんとし、其の結果、補償を國家に求めたことの趣旨は理解できるが、しかし、原子力事業が民営の事業であることを理由として固執するならば、国家の補償は副的の第一段階であるとしても、

原子力事業に代つて、被害者救済を目的としつつも、補償という重要な立場に立つことは、一概に適当な方法とはいわれない。私は、右の国家補償の制度に代るべきものとして、國家を保險者とする國家補償保險制度を設定すべきであると考へる。この保險は、實質的格は、責任保險であるが、極めて特定の場合にのみ締結され、保險金の支払がなされる保險であつて、原子力企業者は、保險契約者として補償保險料を支払ふこととする。

要綱によれば、國家補償の場合においては、原子力事業者は補償料を國家に納付することとなつて、いわば、補償料が、契約としての双務に基づく保險料の實質的役目を果たすこととなる。しかし、法的概念としては、異なる概念であることはいうまでもない。民營事業の事故に対して、國家が補償することは、相當問題があると思はれるが、國家が保險者としての役割を演ずることは、再保險者としての地位においては、輸出保險法(昭二五、法六七号)においても見られることであるし、決して妥当性を欠くものとはいわれない。

原子力損害賠償法要綱に定められた國家補償の場合には三種類あるが、何れの場合も、原子力事業者が、當然自ら賠償すべき性質のものであり、本要綱の定めによつても、國家が補償したときは、原子力事業者に対して求償することができ

となつて、國家補償を認めるという立場に立つ限りでは、當然の事理である。國家補償→原子力事業者に対する求償→という経過をたどるとしても、相當莫大な出費を第一段階としてではあるが、國家が補償することの是非と國家補償保險制度の設定とを社会的・經濟的及び政策的見地に立つて比較検討しなければならぬ。かりに、國家補償保險契約が締結される場合を考へるならば、其れは特定の場合であるから、原子力事業者の支払う保險料は相當高額のものになるであらうことは、當然である。要綱によれば、其の特定の場合とは次の三つの場合である。第一—責任保險契約に關して、例えば、告知義務違反の存在によつて、損害賠償措置が不十分である場合。

この時、被害者の保護に欠けると認められる場合は、一先づ國家補償がなされ、次いで政府が事業者に対して求償すること。第二—責任保險契約を以つては、填補されえない危険によつて損害が発生した場合。この場合には、工作物の設置、保存に瑕疵があつたことにより、事故が生じたことと認められる場合に限つて、政府が原子力事業者に求償すること。第三—損害賠償措置を超過する損害が発生した場合に、其の超過額について、國家補償を行う場合であつて、損害発生について原子力事業者が故意又は重大な過失がある場合に限り政府が求償することができ

る。

る。

#### 第四 原子力損害賠償処理委員会の設置

要綱——原子力損害が発生した場合に、其の損害の調査、損害賠償の支払計画、支払方法の確立及び実施、損害賠償に関する紛争の処理を行うため、行政委員会を設置し、右の問題について裁決する。この裁判について、不服なもの、高等裁判所に対する不服の訴のみを認めらる。

右要綱にあるごとき趣旨を以って、原子力損害賠償処理委員会が設置されることは、当をえた方策であると考ええる。

#### 第五 被害者の保険者に対する保険金直接請求権の立法について

被害者の保護救済は、原子力事業の特殊性にかんがみ、特に慎重にして完全になさるべきである。いかに、保険金給付が決定されても、事実においてそれが被害者の手に入らなければ、其の目的を達成することはできない。従って、ここに保険者に対する被害者の保険金直接請求権を法定する必要が生ずる。被害者の補償に万全を期す要綱の趣旨よりみて、この直接請求権は設定されて然るべき措置であると考ええる。商法六六七条は、既に「他人の物の保管者の責任保険」について、所有者の保険者に対する直接損害填

補請求をなしうることを認めていることに徴すれば、尙更であると考ええる。

以上、原子力損害賠償保障法要綱に対する見解の要旨を述べたが、次に、原子力事業をも含めて、一般的企業として、企業責任を考察する場合、企業責任に関する責任保険立法はいかにあるべきかという問題について述べさせていたきたいと思う。

### 三 企業責任保険立法はいかにあるべきか

#### 第一 企業責任の無過失責任主義

近代法は、権利義務の主体たる地位にあるものの責任負担の立場として、過失責任主義を其の原則として確立してきた。このことは、個人の責任負担の面において、強調せられ過失責任主義に其の立場を見出ししていることは、個人の生活関係の限界を守ることの趣旨から、事理というべきである。個人の責任のみならず、企業の責任の立場も、従来、過失責任主義を原則としてきた。しかし、企業が社会共同生活において、極めて、ウェイトの大きい立場と役割を有するものとされ、そのような実体を帯有する企業に對して、其の責任を論ずる場合、ただ過失のみならず、無過失の場合においても、其の責任を負担することが求められるようになった。社会共同生活関係において

は、他人の損失において利益を取得することは許容されないことである。かかる原理によって、過失の有無に拘わらず、企業体が其の企業を行う経過のうち無過失と見られる行為又は其の行為の結果より生ずる現象であって、しかも他人に損害を生ずる結果、其の責任を負担することが適当であると考えられるようになった。企業の立場が、社会的意義を深く有すれば有する程、企業上における企業者の責任は、無過失責任主義に立脚することが通常の状態となる。又、この立場において、立法が行われることが望ましいのである。

#### 第二 企業責任の責任保険制度への転嫁

近代的企業の責任は、過失責任主義と共に、無過失責任主義の立場に立つことが認識せられるにつれて、其の責任負担の度は、従来に比して増加し、過重となるべき場合も現われる。このことは、企業を維持発展さすべきであるとする考え方と対立する結果を生ずるが、かかる対立矛盾を解決する方途として企業責任を責任保険制度へ転嫁さすべき必要のあることは、認められなければならない。企業の責任度の増加は、必然的に責任保険への転嫁度の増加となる。責任保険事業は、民間経営を主とすることが建前であると思われるが、其の企業が社会公共性

を帯有するか否か、其の程度に依じて責任保険契約の態様が決定せられるべきである。新規企業にして、公共性又は政策的程度の深いものは、責任保険契約関係者として國などを加入せしめることも考えなければならない。無過失責任主義企業維持の原則→責任保険制度の連関は企業責任の帰結経過としての一条のラインを構成するものと考ええる。

#### 第三 被害者救済の措置

企業責任が無過失責任主義の立場でなければならぬこと、企業責任が責任保険制度へ転嫁せしめられなければならないこと、この事由は、企業維持の理念と共に、企業によって損害を受けた被害者の救済を可及的完全に迅速になさしめようとするにはかならない。被害者は、其の本人の意思に基づかずして、不測の災害を受けるのであって、社会共同生活の調和状態を保持するには、被害者が正當に其の損害を補償せられなければならない。今後における法の理念は、被害者に対する完全な保護救済について傾向づけられなければならない。公共福祉の原則は、被害者が保護せられ、救済せられるべきことの内容を持つ。憲法及び私法の原則として、公共福祉という觀念が確立された以上、其れを単なる觀念上の原則たらしめず、現実に具体化することが確保せられ、実行せられることを必要とす

日誌 (1960.2.16~2.29)

2月

16(火)	安保特別委の開会のびる。昭和34年度第三次補正予算案院で可決。東京地裁で凶悪犯にも検事調書なし裁判の初試み。
17(水)	あいにく炭鉱事故に池田通産相、業者に警告。原子力委員会、第三回原子力白書を発表。「日本品の輸入ふやせ」と米・カナダ他国に呼びかけ。
18(木)	ILO 条約四月に国会提出と首相答弁。西鉄の信号操作放置、電車ストップ事件で最高裁、連動式自動閉そく機の操作放置は往來危険罪にならぬと上告棄却。東京高裁、窃盗犯に無罪(10年目に)言渡し。
19(金)	安保特別委、条約の修正権の有無でもむ。第三次補正予算成立。
20(土)	自民党河野氏、国会に条約修正権ありと主張。関東一都九県議長会、議員報酬引上げ強行を申し合せ。
21(日)	池袋人生座の労組委員長ら七人を住居侵入で逮捕。
22(月)	「宗谷」帰国の途につく。条約修正権で自社物別れ。原子力損害賠償保障法案で原子力委の考えまとまる。福岡の中学で就職組、進学組と乱闘。
23(火)	安保特別委で、田上、中村哲、蟻山教授を参考人として意見をきく。皇太子妃、男子を安産。競輪主催地議長会、競輪現状のままときめる。
24(水)	自民党役員懇談会、国会に修正権なしとの方針。原子力損害賠償法案、50億以上に国家補償の構想を原子力委発表。議員報酬の引上げに自治庁長官が警告。都の先生30人の賃金カット処分取消しに成功。
25(木)	自民党総務会、条約は法案、予算案同様には修正できぬと結論。公務員の共闘会議、賃上げと安保阻止でデモ。安保条約にソ連再び覚書。伊内閣総辞職。
26(金)	皇孫恩赦しないと閣議了承。カメルーン(旧仏信託統治領)国民投票で新憲法承認。東京地裁、密出国者の出国期日が不明確だと訴因特定の規定違反で起訴無効とし公訴棄却。知事会・議長会報酬引上げ自粛を通過。
27(土)	東京高裁、裏口入学失敗の運動費返還、慰謝料の約束手形支払請求を棄却。松川事件差戻し公判で、弁護団証拠開示を要求。
28(日)	日本の国民政府承認の裏面、イーデン回顧録で発表。
29(月)	天皇、お孫さまに浩宮徳仁親王と命名。新潟県で町長の専決処分を教委ら三人を免職。川越乗用車労組の自動車持出しで組合員ら20人を逮捕。

る。

第四 被害者の保険金直接請求権

損害の発生があると、加害者は、其の契約不履行又は不法行為の事由により、被害者に対し賠償する業務を生ずる。即ち、被害者は加害者に対して、損害賠償請求権を有し、加害者は、賠償義務を持つ。而して、加害者は、賠償義務の責任を保険契約の当事者たる保険者へ、契約によって転移する。従って、保険者は、被害者に対する賠償義務の責任を、加害者に代位することになる。其のことは、被害者の損害賠償請求権が、保険者に対

する直接請求権という形をとって現われたいものとみなければならない。保険者に対して、被害者は、いわゆる賠償請求権を当然に有していないが、保険金直接請求権は、実質的意味においては、賠償請求権の性質を有するものであるといえよう。いわば、責任保険契約によって、加害者という責任地位が、保険契約の故に、保険者に移転したため、保険者は被害者の要求に対して、当然応じなければならないこととなるわけである。被害者の賠償請求権は加害者の賠償義務に被害者の保険金給付義務(実質的賠償義務)に被害者の保険金直接請求権という法的経過

構成によって、被害者の保険金直接請求権の理論構成はなしうるものと考える。被害者の保護を目的として設定された責任保険制度其の方法が、いかに存在しようとも、保険金其の他の賠償金が、現実に被害者の手に完全に迅速に入らなければ、折角の保護救済制度も水泡に帰する。被害者は通常保険契約以外の地位に立っているものであるから、其の故を以って、保険金の請求、給付から離れた立場に置かれることは、妥当でない。従って、被害者は保険金受取(実質的には賠償金受取)に関する限り、保険者に対する保険金直接請求権を認め、直接に自ら

の手中に保険金を取得できるとき法的措置を講ずることが望ましい。保険者の保険金給付は被害者の正当な請求であった時においてのみ、なされることを原則とすべきであろう。航空損害賠償保障法の立法せられるに際して、或いは従来、責任保険制度上のものとして立法せられたものにも拘わらず、被害者の保険金直接請求権の規定なき法については、直接請求権あるごとくに改め、以って被害者の保護救済の完全を期すべきである。

(筆者・神奈川大学助教授(商法担当))